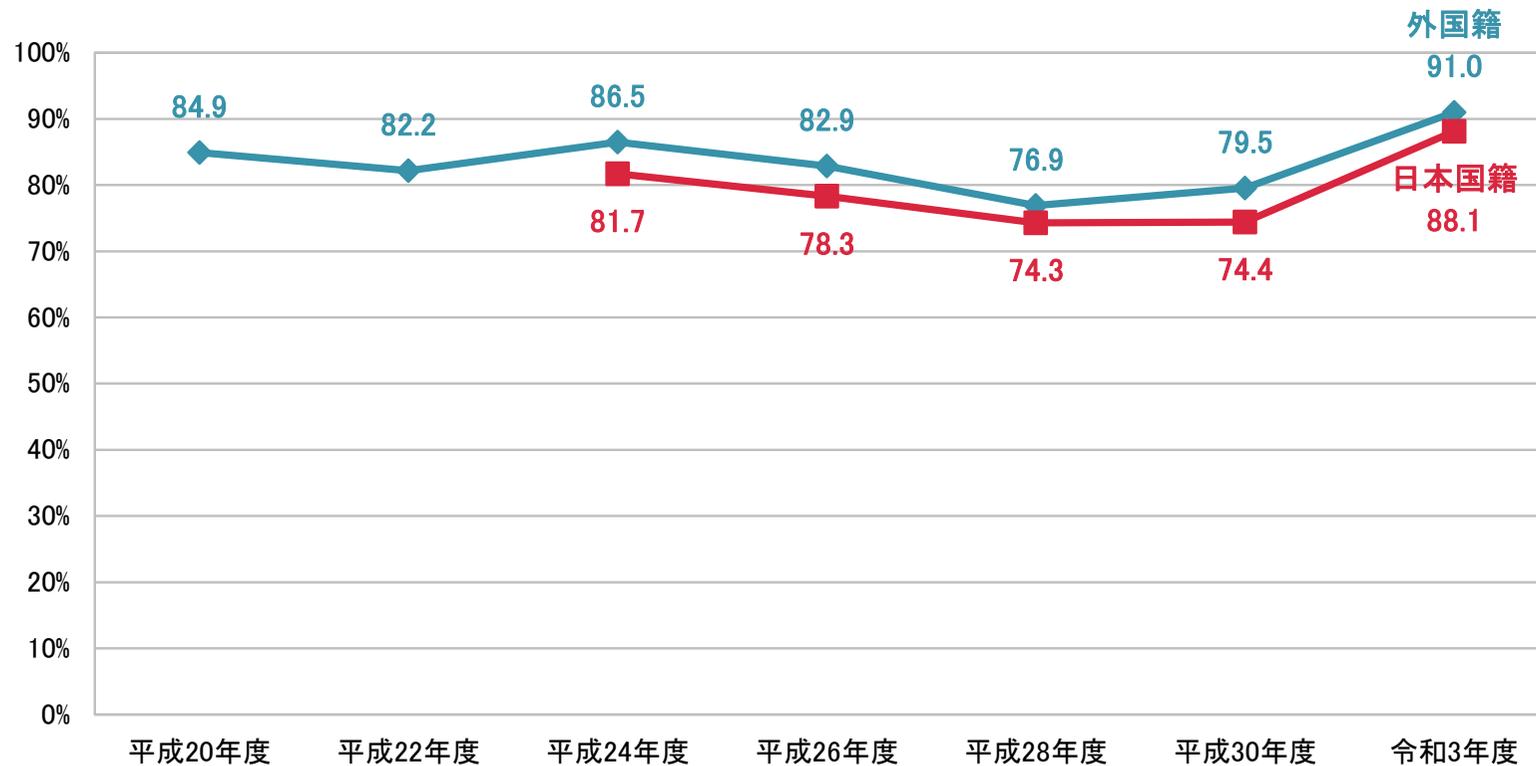


5 日本語指導が必要な児童生徒のうち学校において特別の配慮に基づく指導を受けている者の割合



※「表1・2」の学校において特別の配慮に基づく指導を受けている児童生徒数、構成比を参照
 ※特別の配慮に基づく指導とは、当該児童生徒に対して、「特別の教育課程」による日本語指導、
 並びに教科の補習等在籍学級や放課後を含む、学校で何らかの日本語指導等を行うこと。